

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2013

AI Contact

4

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、
適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

Monthly Topics

3月の出来事

- 平成 25 年度の協会けんぽの保険料率が決定
～平成 24 年度の保険料率を据え置き～
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律改正に伴う準備
- 高齢者がいきいきと働くことのできる職場づくりの事例を募集中（厚労省）
- 日弁連が社外取締役ガイドラインを公表

4月の話題

- 特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢の引上
- 改正労働契約法が全面施行
- 「第 12 次労働災害防止計画」が始まりました。
～労働災害減少のための今後 5 年間の中期計画～
- 厚生年金基金制度の見直しに関する法律案を国会に提出



静岡県 伊豆 ムサシくん (2013.4 撮影: 古谷)



〒151-0053

社会保険労務士法人 相事務所

東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル 4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email info@sr-aijimusho.co.jp

法改正トピックス

【労務】雇用促進税制の拡充について

平成 25 年度の税制改正により、雇用促進税制が拡充されました。増加雇用者数 1 人当たりの税額控除額を 40 万円に引き上げる、適用要件の判定の基礎となる雇用者増加数を算定する際の適用年度途中に高年齢継続被保険者になった人も雇用者として扱うなどとされました。

■雇用促進税制とは

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まる事業年度(以下、「適用年度」といいます)(※1)において、雇用者増加数 5 人以上(中小企業は 2 人以上)、かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数 1 人当たり 40 万円の税額控除(※2)が受けられます。

※1：個人事業主の場合は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで。

※2：当期の法人税額の 10%(中小企業は 20%)が限度になります。

次の事業年度については、雇用促進税制の適用はありません。

- ・ 設立(合併による設立を除く)の日を含む事業年度
- ・ 解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度
- ・ 清算中の事業年度

■対象となる事業主の要件

◎青色申告書を提出する事業主であること

◎適用年度とその前事業年度(※1)に、事業主都合による離職者(※2)がないこと

※1：事業年度が 1 年ではない場合は、適用年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度。

※2：雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。

高年齢継続被保険者とは、65 歳に達する日以前に雇用されていた事業主に 65 歳に達した日以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

◎適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を 5 人以上(中小企業(※1)の場合は 2 人以上)、かつ、10%以上増加(※2)させていること

※1：中小企業とは以下のいずれかを指します。(詳細は租税特別措置法第 42 の 4 および同法施行令を参照)

- ・ 資本金 1 億円以下の法人
- ・ 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1000 人以下の法人

※2：雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。
雇用増加割合 = 適用年度の雇用者増加数 ÷ 前事業年度末日の雇用者総数

- ・ 平成 25 年 4 月 1 日以降に始まる事業年度分からは、適用年度以前から雇用していた人を、適用年度途中に高年齢継続被保険者として引き続き雇用し、適用年度末まで雇用していた場合、雇用者として扱うことできるようになりました。

◎適用年度における給与等(※1)の支給額が、比較給与等支給額(※2)以上であること

※1：給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特権関係者(役員の子供など)に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。

※2：比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 +
(前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

◎風俗営業等(※1)を営む事業主ではないこと

※1：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

参照ホームページ[厚生労働省] <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

『この労働はどっちなの？』

- 労基法第 37 条 割増賃金 -

去年のアイコンタクト 12 月号で日本マクドナルド事件について触れましたが、残業に関しては許可の有無や割増率など判断がなかなか難しい部分です。そんなつもりがないにもかかわらず、間違った計算方法をしてしまったがために残業代の未払いが・・・なんて事態は是が非でも避けたいものです。

さて、今月も増田社長から相談を受けた岡田社労士。今回は何があったのでしょうか。ちょっとのぞいてみましょう。

登場人物

増田社長：平成 24 年に小売業として起業。今までは雇われる身だったが、事業主となり労働問題に直面している。マジメな性格の持ち主。

岡田社労士：働き盛りの 35 歳。雇用問題と自分のメタボ問題が最近のトレンド。一風変わった芸風を持っている。

増田：「新年度ですね～・・・。
新しい気持ちで頑張るぞ！そうだ、
九月田君が有休を取得したんですよ」

岡田：「さっそくですね！それも
また珍しい方が取りましたね」



増田：「なんか娘さんの入園式があったんですって。初めは仕事があるからって行くつもりなかったみたいなんだけどせっかくのイベントだからね、九月田君に『たまには娘さんを優先してよ』ってお願いしてね。有休って本来こっちからいつ取れとか言うものじゃないことはわかってるんだけど。俺も息子がいるから親の気持ちがわからないでもないし」

岡田：「なるほど。社長が率先して有休をとりやすい環境を作ることこそすごく大切ですよ」

増田：「現状は厳しいと思ったんだけど、要は仕事の段取りさえきちんとやってくれてれば問題ないからね。結局九月田君はその日半休にして午後は出勤してきたんだけどね。さて、そこで確認したいのは、うちの勤務時間は 9 時～18 時（休憩 1 時間）なんだけど、その日九月田君は 13 時～18 時 30 分まで働いてたの。いつも通りその 30 分間は割増を支払う必要があるんだよね？」

岡田：「その場合なら、割増賃金で支払う必要はありません」

増田：「勤務時間を超えて働いてるのに？じゃあその間はタダ働きになるの？」

岡田：「いえいえ、もちろんタダ働きにはなりません、実は・・・」

「時間外労働」の割増が必要になるのは、1 日 8 時間、1 週間 40 時間を超える労働に対してです。

この時間を超えた場合に、
通常の労働時間または労働日の賃金の計算額の
2 割 5 分以上
の割増賃金を支払う必要が出てきます。

増田：「その週はたまたまノー残業ウィークみたいになったから、1 週間で 40 時間を超えてないし、半休の日も 5 時間 30 分勤務ってことだよ。それならやっぱり割増賃金を支払う必要はなくて、通常の賃金額を支払えばいいって考えればいいのか？」

岡田：「そのとおりです」

増田：「ん？じゃあ仮に月～木は 9 時～18 時勤務で、金は 9 時～18 時 30 分勤務だと、その 30 分は 1 日 8 時間を超えてさらに 1 週 40 時間も超えるわけだから 2 割 5 分増に、さらに 2 割 5 分増が必要になってくるの・・・？」

岡田：「その心配はありません」

今回の労働時間（労基法第 32 条）の解釈は、
まず 1 日 8 時間超を優先して時間外割増し、
次に 1 週間で 40 時間超の部分を割増します。

そのため 1 日 8 時間超と 1 週 40 時間超の
ダブルカウントは不要とされています。

岡田：「ですので、2 割 5 分増だけで問題ないんです」

増田：「あ、そうなの…。ちょっと安心」

岡田：「とはいってもこれはあくまで
アイコンタクト 1 月号でお話しをした
『36 協定』を届出ていることが前提です
のでお忘れなく！」

増田：「・・・アイコンタクトって大事ね」



★ここがポイント！

■割増率の整理

①	時間外労働	2 割 5 分以上
②	休日労働	3 割 5 分以上
③	法定労働時間内の深夜労働	2 割 5 分以上
④	時間外労働が深夜に及んだ場合	5 割以上
⑤	休日労働が深夜に及んだ場合	6 割以上

*深夜労働とは午後 10 時～午前 5 時までを指します。

今年割増賃金に関する、新たな判例がありました。

●奈良県産科医時間外労働訴訟（平成 25.2.12）

奈良県は、県立奈良病院の産科医の宿日直に対し、宿日直は時間外労働ではなく、割増賃金を払わなくていい「断続的労働」に当たるとし、1 回 2 万円の手当てのみを支給していた。それに対し産科医 2 名が、宿日直勤務を時間外労働と認めないのは違法として、割増賃金の支払いを求めた。訴訟の上告審で、最高裁は、奈良県の上告を受理しない決定をし、県に約 1540 万円の支払いを命じた一、二審判決が確定した。

ことしの東京の桜は、よほどせっかちだったのか3月で見納めになってしまうぐらいの早咲きでした。梅は遅咲きだったので、重なるように観梅と観桜の日々を過ごした1ヶ月だった感があります。

桜の見頃を気にするようになったのは、ここ数年来のことです。もともと季節の移り変わりには鈍感でした。単に年齢をとったせいかもしれませんが、2年ほど前から写真に凝り始めたことが理由のひとつであることは間違いありません。

友人に「面白いよ」と勧められたのですが、最初はあまり関心が湧きませんでした。「肉眼に勝るネガはない」という特殊なこだわりがあり、昔から旅行が好きなのに旅先ではほとんど撮ったことがありませんでした。

一眼レフを購入したときの心境の変化は、よく覚えていません。「連写機能のシャッター音がカッコイイ」とか、そんな程度の理由で衝動買いをしたのだと思います。

いまでは、愛機を片手にあちこちに出かけています。

真剣味が不足しているのでサッパリ上達しませんが、撮った画像を事務所のブログなどに載せて、好評をいただくと嬉しくなります。

うまく撮るコツは、まだ手探りです。ただ「きれいに撮ってやろう」と気負った写真は、大抵ちぐはぐしています。目で観て感動した風景を素直に撮る。自分では、そんな1枚に納得する作品が多いです。

「肉眼に勝るファインダーはない」ということでしょうか。

良い写真を映したいなら余白（空間）のとりかたが肝要だと聞きます。文章もしかり。

(三倉)



やさいのちから

【 トマト - Tomato 】

栄養的にもみのり豊かな野菜として、広く料理に用いられ、フランスでの愛称は「愛のりんご」イタリアでは「黄金のりんご」ともよばれています。

ご存知のように、トマトには「リコピン」という成分があり、**抗酸化作用**や、**ガン・動脈硬化を抑制する作用**もあります。また、メラニン生成を促す活性酸素を抑制し、**美白にも効果的!**「トマトジュースでトマト風呂」、という方もいるようですが、なかなか皮膚からの吸収は難しいので、普通に摂取するのが良いでしょう。

そういえば昔、色白の友人(男)が某CMになぞらえて「ファンデーションは使ってません!」なんてしたり顔で言ってきた際には大変困惑しました。

彼はトマトが好きだったのかも
しれません。(写真:榎本)



からだのふしぎ

【 血液をサラサラにしよう! 】

血液がドロドロになる原因として、ストレスや不規則な生活、偏った食事などと言われています。運動については、30分から1時間程度している人が一番血液の流れがよく、まったくしない人や逆にしすぎると流れが悪くなると言われています。

食生活においては、肉よりも野菜を取っている人のほうがサラサラ度は高く、動物性脂肪の摂りすぎはコレステロールや中性脂肪の量を増やし、血液をドロドロにしまいます。

血液をサラサラにする食品は、**梅干**や**レモン**といったクエン酸を多く含んだもの、**納豆**などの大豆食品、**トマト**、**ブロッコリー**、**そば**、**赤ワイン**、**ビール(?)**などが効果的とか。

食生活の見直しで、こういった食品を楽しんで食べることも健康の秘訣かもしれません。



編集好機

先日、鹿児島県の「知覧特攻平和会館」に行ってきました。ご存じの方も多いと思いますが、太平洋戦争末期に九州に点在していた空軍基地の一つで、最南端の基地であることから多くの特攻隊員が飛び立っていった場所です。それまでは閑静な武家屋敷の街でしたが、戦争とともにその形相は一転したといえます。その知覧基地から、4百を超える若者が特攻を志願して出陣していったのです。会館の中には、写真や遺書が数多く展示されていて、涙なしでは語れない場所でした。これは、穴澤さんという隊員が婚約者にあてた手紙(遺書)です。

あなたの幸せを希(ねが)う以外に、何物もない徒(いたづら)に過去の小義(しょうぎ)に拘(こだ)わるなかれ。

あなたは過去に生きるのではない。勇気を持って過去を忘れ、将来に新活面を見出すこと。

あなたは今後の一時一時(ひとときひととき)の現実の中に生きるのだ。穴澤は現実の世界にはもう存在しない。新しい人生を生きてほしいと願う気持ちを前面にだしたあとの追伸にはこう記されていました。

智恵子 会いたい。話したい。無性に。

そういう時代を生きた先人たちの思いを受けて我々は立派に生きているのだろうかかと自問自答してみました。国のためと言って散華した若者たちに恥じない生き方をしなければいけないと感じました。 文責: 福島